藤枝市技能功労者顕彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、永く同一の職業に従事する功労顕著な技能者の社会的・経済的地位の高揚並びに技能水準の向上化を図ることを目的とする。

(顕彰基準)

- 第2条 この要綱は、藤枝市内に居住し、主として市内で職業に従事している技能者で、 次の各号の一に該当する者とする。
  - (1) すぐれた技能を有し、後進の模範と認められる者で、同一職業に30年以上従事 し年齢満55歳(11月1日現在)以上の者
  - (2) その他特に顕彰に値すると認められる者

(技能職種の範囲)

- 第3条 顕彰の対象となる職種は、次のとおりとする。
  - (1) 別表に定める職種
  - (2) その他前号に準ずる職種

(選考委員会)

- 第4条 顕彰を受ける者の調査及び表彰に関する事項を審査するため、藤枝市技能功労 者選考委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。
- 2 委員会の組織、運営、その他必要な事項は別に定める。

(選考の方法)

- 第5条 各技能職団体は、顕彰基準に該当する者があるときは、市長に対し文書をもって推薦するものとする。
- 2 産業振興部産業政策課長は、前項の規定により推薦された者以外に顕彰基準に該当する者があるときは、市長に具申するものとする。
- 3 市長は、前2項の推薦又は具申を受けたときは、その内容を精査の上顕彰者を決定 するものとする。

(顕彰の時期)

第6条 この顕彰は、市長が毎年度中に行い、被顕彰者に対し、表彰状及び記念品を贈るものとする。

(資格の喪失)

- 第7条 被顕彰者が禁こ以上の刑に処せられたときは、その資格を失う。
- 2 顕彰を受けるべき者が、表彰以前に刑事事件等により起訴された場合は、その表彰は行わない。
- 3 その他市長が不適当と認めたとき。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則

- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

## 別 表 (第3条関係)

建築大工 鳶職 左官 石工 レンガタイル工 畳職 建具職 表具師 建築板金職 造園師 屋根職 電気工事士 配管工 塗装看板工 クリーニング職 鍼・灸マッサージ師 美容師 理容師 洋服裁縫師 和裁師 染物洗張職 自転車修理職 整備士 塗装板金工鉄工 製材工 寝具職 家具職 履物製造職 折箱製造職 ガラス職 桶樽製造職 木型工鋸目立職 印章彫刻師 時計修理工 宝飾加工師 写真師 印刷工 水産物加工職 調理師製菓技術師(士) 豆腐製造職 製麺職 納豆製造職 歯科技工士 金型技術工 雛人形製造職 木地師 自動車整備士 藤枝桐タンス製造販売・修理再生職 染物師 プラスチック成型加工職